

令和3年度一般社団法人獨協大学同窓会社員総会議事録

| | |
|------------|--|
| 日時 | 令和3年11月29日(月) 19時00分～20時30分 |
| 運営会場 | アットビジネスセンター東京駅八重洲通り6階 |
| 形態 | オンライン会議 |
| 出席社員に関する事項 | 出席率 83.3% (社員数42名中35名出席) 内訳: オンライン出席24名、書面行使出席6名、委任行使出席5名、欠席7名 <その他の出席者> 監事4名、事務局3名、傍聴1名 |
| 次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 社員総会の日程変更について経緯説明 3. 決 議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和3年9月期 事業報告承認の件 (2) 令和3年9月期 決算書類承認の件・監査報告 (3) 役員選出規程について (4) 役員諸規程の改訂について 4. 報 告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年9月期 事業計画について (2) 令和4年9月期 一般会計予算について (3) 令和4年9月期 奨学金特別会計予算について (4) 令和4年9月期 縦柳会特別会計予算について (5) 令和4年9月期 株式会社デュオ決算案について (6) 業務分掌規程について (7) 奨学金規程について (8) 規約廃止の件 5. 閉 会 |

定刻19時00分、大西純一同窓会長(以下議長)が開会宣言を行った。

社員総会が11月20日(土)から日程変更された件について、議長が経緯を説明した。

社員総会の日程変更について

昨年から対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の社員総会を開催しているが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、ハイブリッド型の会議は「代議員に招集通知と議案を送付し、会議を開催するまでの間に中14日間が必要」となっている。(従来の社員総会(対面)では、招集通知を開催1週間前までに送付していた。)

11月5日(金)の理事会で総会の議案が承認され、その日のうちにメールで招集通知、議案、資料を送ったが、追いかけて郵送した資料の日付、投函日が11月8日(月)となっていたため、一部代議員より「社員総会が成立しないのでは?総会で混乱する恐れがあるので、日を改めた方

がよい。」と指摘があった。電磁的方法（メール）での招集を有効と考えていたが、弁護士に確認をしたところ「メールで招集した場合、事後的に全社員（社員）の承諾を取る必要がある」とアドバイスを受けたため、執行部で検討し、最終的に招集者の会長判断で総会開催日を変更することとなった。

決議事項

(1) 令和3年9月期 事業報告承認の件

金井芳夫専務理事が「令和3年度9月期事業報告承認の件」について、配布資料をもとに説明を行った。新型コロナウイルス感染症による外出規制により、支部総会・支部代表者会議などの同窓会活動はほとんどできなかったが、理事会や各委員会がオンラインで開催され、同窓会に新しい活動の形が取り入れられたと報告された。

特記事項として下記2点が挙げられた。

- ・同窓会新型コロナ対策特別奨学金20万円を30名の学生に給付
- ・就職支援対策OB/OG訪問プロジェクト“獨協就活 Meetup”をスタート

議長が本件について議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

(2) 令和3年9月期 決算書類承認の件・監査報告

飯塚勝久財務担当理事が「令和3年9月期決算書類承認の件」について、配布資料にもとづき説明を行った。縦柳会の決算については山本英雄副会長（縦柳会運営委員会）が説明した。

監事を代表し、富岡卓監事が「監査の結果、特に問題がなかった」と報告した。

議長が決算について質問・意見を議場に求めたところ、府川謹也代議員から「子会社である株式会社デュオの業務監査に関する所見が報告されていないが、子会社の業務監査は重要と考えるので、デュオの業務監査を希望する。」と提言があった。

府川代議員の提言に対し、友安俊明監事（昨年までデュオの代表取締役）が「今回は同窓会から要望がなかったため、デュオの業務監査に踏み込まなかったが、規程上同窓会監事は子会社の業務監査を行うことはできるので、理事・代議員から要望があれば行う」と回答した。

島田康弘理事からもデュオの業務監査を希望する旨の発言があった。

また、鳥羽成明代議員から「社員総会の資料に理事会の決議事項や各委員会の活動報告・事業計画を記載したがほうがよい」との提言があった。

議長が「令和3年9月期決算書類承認の件」について議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

(3) 役員選出規程について

議長が「役員選出規程制定(案)」を作成した経緯、主な変更点について資料にもとづき説明を行った。質疑など意見がないか議場に求めたところ、澤田大輔代議員から下記のように意見が述べられた。

＜澤田代議員の発言要旨＞

①会員の参加を確実にする規程にすべきである

代議員立候補者が定員数を超えなくても、全会員に周知のうえ、選挙を行うべきである。選挙を実施しないことは会員の権利行使の制限とも受け取れ、民主的な手続き論の点でも問題があると思う。コストや手間がかかるというだけでは、選挙を行わない十分な理由になるとはいえない。会員の参加を確実になものにする規程にすることを求めたい。

②立候補を国内在住の者に限定するべきではない

代議員に立候補できるのが「国内在住の者」と記されているが、国内在住者に限ることは正会員の権利の制限にあたることなので、安易に認めてはいけないと思う。オンラインミーティングが一般に定着したように、参加、活動の方法が多様化している背景も考慮すべきである。また、代議員に立候補する際の5名以上の推薦を得ることについては、立候補の足かせとなることが懸念されるため、この規定は不要と考える。略歴や所信の提出を求めるのであればなおのこと推薦人は不要で、多くの会員に活動に関わってもらい、将来的にも安定して活動の担い手を確保していくために、立候補しやすい環境を整えることが必要である。

③立候補者が定員数を超えた場合の選出方法が現代議員の投票によって行われることについて

仮にこの案を採用した場合、会員による選挙を経ない代議員が繰り返し生み出されることになるのではないかと同窓会の多様性確保、活性化促進を阻むものになってしまうことが懸念される。

④代議員の立候補が10人未満だった場合

第4条11に、代議員の立候補が10人未満だった場合のことが記載されているが「代議員が10人以上選出されるまでは」という表現は選挙を複数回行うようにも受け取れる。正確に表現するなら「代議員立候補者が10人以上出るまで」ではないか。(こうすれば不足分の代議員を現代議員から選ぶことにはならないと思う。)資料に選出日程の図がついているが、不足分の代議員を選ぶという事態になるなら、それは図のどこにあたるのか、わかりやすく図示したほうがよい。この点は理事、監事の選出で不足が出た時にも同じことがいえるので、併せて検討してほしい。

⑤選出管理委員会の役割

選出管理委員が立候補者の提出書類について「点検」「確認」と記載されているが、これは書式を満たしているかどうかを確認することであり、記載内容についての判断は含まない、という認識でよいか？（資料の（3）役員選出規定について＜主な変更点＞の中に「NO」という権限を持つという記載があったので、確認したい。）また、提出された略歴や所信についてどのように会員に周知していくのか、取り扱い方が示されていないので、考え方を示してほしい。第4条の10では、最下位が複数いる場合に抽選を行う旨が記載されているが、具体的にどのような方法をとるのか明示しておくことが必要だと思う。最下位が複数いる事態になった時に場当たりに考えるのでは混乱が生じるので、事前に皆が合意できる方法を定めておく必要がある。

⑥理事の選出方法について

理事の選出に関して、1名の代議員が推薦できる理事候補は1名で、立候補した人は他の人を推薦することはできないとなっているが、仮に最低限10名の代議員がいた場合、5名が理事に立候補して、残りの5名からそれぞれ推薦を取り付けたとすると、推薦した人たちは立候補することができない。代議員のうち半数しか理事に立候補することが認められないのは改めるべきである。また、この推薦方式では知り合いが少ない新代議員が不利になるという問題も含んでいることを指摘したい。

「同窓会役員選出規程（案）」に関する代議員からの主な意見

11月2日の代議員懇談会で発言したとおり、堅苦しい規程になったという印象を受ける。多様性を受け入れる、開かれた同窓会を目指すことが大事ではないか。代議員の立候補については以前の規程に近づけて、ハードルを低くした方がよいと考える。（鈴木弘隆代議員）

11月2日の代議員懇談会において、新しい規程（案）では立候補条件に「所信・略歴」を要すると説明を受けたので、書式や公開方法についてどのように考えているか質問した。本日の社員総会でどのように考えているのか、草案を示してほしい。（今野泰子代議員）

規程案に監事の定年が追加されているが、監事は幅広い知見の持ち主でないとつとまらない。年齢制限を設けるべきではないと考える。（府川謹也代議員）

監事候補者2名を理事会で推薦するという項目については、公平性・中立性という観点から不適切であると考えます。（府川代議員、吉塚弘代議員）

規程改正の趣旨には賛成だが、現段階ではたたき台のような状態なので、賛成・反対を判断することができない。（相田肇代議員）

改廃が多いので、一案ずつ決をとる必要があると感じている。(百田克己理事)

これだけいろいろな意見が出ているので、この場では到底決められない。練り直してから決める必要がある。(島田理事)

開催日を変更、議決権行使書・委任状をとったが、議決に至らず、議論でほとんど終わってしまった。決議する場なのか、議論をする場なのか、今後はもう少しメリハリをつけて進行した方がよいと思う。(田中眞一郎代議員)

我が家の子ども二人(20代、30代)も獨協大学を卒業したが「同窓会に興味も湧かないし、どう参加していいかわからない」という。とても残念に思う。ハードルを低くして、20代、30代も楽しく参加できる組織にすることが我々の使命ではないかと思う。(田中眞一郎代議員)

1月に臨時社員総会を開催しても決議することはできないのではないか?その前に代議員懇談会を開いたほうがよいと思う。(飯塚勝久理事)

今日出た意見を理事会で精査し、改めて臨時総会で提案してほしい。(吉塚弘代議員)

(4) 役員諸規程の改訂について

議長判断により、規程改訂と併せて臨時社員総会の議題に持ち越すことになった。

報告事項

(1) 令和4年9月期 事業計画について

金井専務理事が資料にもとづき報告を行った。今後も理事会はオンライン形式を継続していくと報告があった。

(2) 令和4年9月期 一般会計予算について

(3) 令和4年9月期 奨学金特別会計予算について

(4) 令和4年9月期 縦柳会特別会計予算について

飯塚理事、山本副会長が資料にもとづき説明を行った。

(5) 令和4年9月期 株式会社デュオ決算案について

菅沼豊副会長(デュオ取締役)より今期の営業利益はマイナスだったが、国の助成金により最終的にプラスになったと報告された。

(6) 業務分掌規程について

議長より IT 委員会の名称が ICT 委員会に変更になったことが報告された。

(7) 奨学金規程について

議長が規程の改正点に 2 点について報告した。

①奨学金支給額の増額

改訂前：1 名あたり月額 25,000 円（年額 300,000 円）

改定後：1 名あたり月額 30,000 円（年額 360,000 円）

②2021 年度の採用から学部を考慮せず、6 名採用することになった

(改訂前は外国語学部と国際教養学部から 2 名、経済学部から 2 名、法学部から 2 名、計 6 名採用)

(8) 規約廃止の件

- ・代議員選挙細則
- ・代議員選出管理委員会規程
- ・役員選任に関する規程

上記 3 つの規程を統合し、「同窓会役員選出規程」に変更する予定だったが、今回の社員総会で改正案が決議されなかったため、次回臨時社員総会の報告事項に持ち越されることになった。

以上をもって会議は終了した。

議長が弊会を宣し、20 時 30 分に散会した。

【議長】

大西 純一

【議事録承認者】

佐藤 祐一

井上 司